印西地区環境整備事業組合ごみ処理基本計画検討委員会　委員名簿

附属機関条例及び組織細則に基づく規定				委嘱者			
委員構成	委員構成の詳細		定数	職	氏名	ふりがな	備考
学識経験を有する者	検討委員会の担任する事務に関係する学識経験を有する者		２人以内		大迫　政浩	おおさこ　まさひろ	国立研究開発法人　国立環境研究所 資源循環領域　領域長
					中山　育美	なかやま　いくみ	公益財団法人廃棄物・３R研究財団　企画部　上席研究員
公募による関係市町の住民	応募者から提出のあった小論文等により選考した住民	印西市	２人以内		村上　重徳	むらかみ　しげのり	
					鹿目　修	かのめ　おさむ	
		白井市	２人以内		梶山　正信	かじやま　まさのぶ	
		栄　町	２人以内		福島　壽彦	ふくしま　としひこ	
					池田　久美子	いけだ　くみこ	
管理者が必要と認める者	関係市町の長が適任者として推薦する廃棄物減量等推進審議会などの廃棄物行政関連機関の委員	印西市	１人		小熊　清	おぐま　きよし	印西市廃棄物減量等推進員
		白井市	１人		山谷　修作	やまや　しゅうさく	白井市廃棄物減量等推進員　副会長
		栄　町	１人		福本　朋子	ふくもと　ともこ	栄町廃棄物減量等推進員
	関係市の教育長が適任者として推薦する学校教育関係者	印西市	１人		角鹿　智章	つのか　ちあき	印西市立高花小学校校長
		白井市	１人		坂野　仁	さかの　ひとし	白井市立白井第一小学校校長
		栄町	１人		寺内　勝也	てらうち　かつや	栄町立布鎌小学校校長
	関係市町の長が適任者として推薦するごみ減量化などに取組んでいるごみ排出事業者の職員	印西市	１人		祢津　俊之	ねつ　としゆき	イオンリテール(株)イオン千葉ニュータウン店　人事総務課長
		白井市	１人		平川　昌宏	ひらかわ　まさひろ	進光園緑化(株)　代表取締役
		栄　町	１人		船越　勝行	ふなこし　かつゆき	日本食研ホールディングス（株） 千葉総務部　次長
合計			１７人以内				

印西地区環境整備事業組合
印西地区ごみ処理基本計画検討委員会
事務局（担当職員等）名簿

１．事業主体

組　織　名　：印西地区環境整備事業組合
住　　　所　：〒２７０－１３５２　印西市大塚一丁目１番地１
電 話 番 号　：０４７６－４６－２７３２（業務班直通）
ＦＡＸ 番 号　：０４７６－４７－１７６５
Ｅ－ｍａｉｌ　：gyoumu@inkan-jk.or.jp（業務班宛て）

担当者所属課及び班名	担当者職・氏名	
印西地区環境整備事業組合	事務局長	鈴木　秀昭
印西クリーンセンター	工 場 長	勝田　博之
印西クリーンセンター　業務班	主 査 補	渡辺　祐
印西クリーンセンター　業務班	主　　査	長沼　徳雄
印西クリーンセンター　施設班	副 主 幹	海老原　雅美
印西クリーンセンター　次期施設推進室	室　　長	国友　栄一
印西クリーンセンター　次期施設推進室	副 主 幹	大野　喜弘

２．組合関係市町

組合関係市町名	担当部課名及び連絡先	担当者職・氏名	
印西市	環境経済部　クリーン推進課 ０４７６－４２－５１１１（代）	課　長	藤巻　孝
		係　長	鈴木　昇
白井市	市民環境経済部　環境課 ０４７－４９２－１１１１（代）	課　長	竹田　忠夫
		係　長	吉川　弘一
栄　町	環境協働課 ０４７６－３３－７７１０（直）	課　長	塩﨑　一郎
		班　長	淺野　善明

３．コンサルタント

会　社　名　：応用地質株式会社　千葉営業所
住　　　所　：千葉市美浜区中瀬２－６－１
電 話 番 号　：０４３－２９９－４１１１
担　当　者　：統括担当者　太田垣　貴啓
主任担当者　堀　修
主任担当者　平江　喜子

印環第３６９号
令和４年５月２９日

印西地区環境整備事業組合
印西地区ごみ処理基本計画
検討委員会　委員長　　様

印西地区環境整備事業組合
管理者　板倉正直

諮問書

印西地区環境整備事業組合附属機関条例の規定に基づき、下記の事項を諮問いたします。

記

１．諮問事項
（１）印西地区ごみ処理基本計画について
（２）印西地区災害廃棄物処理計画について

２．諮問理由
印西地区ごみ処理基本計画策定に当たり、印西地区におけるごみをめぐる今後の社会情勢や各種法令等及び次期中間処理施設が令和１０年度の稼働を目指し事業を展開している状況を踏まえ、当組合管内の長期展望と環境や資源の保全の視点にたって、行政が行うごみ処理の推進はもとより、住民・事業者が行う方策・行動を支援・促進するための基本方針・施策を定めるための意見を求めます。
また、印西地区ごみ処理基本計画に規定する災害廃棄物対策に関する施策と関連し、印西地区災害廃棄物処理計画について意見を求めます。

３．答申の時期
令和４年１２月上旬

印西地区環境整備事業組合

印西地区ごみ処理基本計画検討委員会

会議の運営(案)

１．会議録の作成方法について

会議録は、記録の正確性を勘案し、全文の会議録とする。（要約版は作成しない）

２．会議録の署名委員について

会議録の署名委員は、一般的な例にならい、委員長と委員長（委員長不在の時は副委員長）が会議の都度指名する２人を加えた計３人とする。

３．会議録の公開方法について

会議録の公開方法は、組合のホームページに掲載することにより行う。
（関係市町のホームページからも閲覧可能）

４．発言者の氏名を会議録に記載することについて

会議における発言者の氏名は、会議録の読みやすさ、開かれた検討委員会としてのＰＲ及び透明性の確保を勘案し、会議録に記載する。

５．委員名簿の記載情報について

委員名簿の記載情報は、開かれた検討委員会としてのＰＲ及び透明性の確保を勘案し、「氏名、居住地大字、性別、年齢及び集合写真」とする。

また、「学識経験を有する者」及び「管理者が必要と認める者」については、所属する組織の「名称及び役職」についても記載情報とする。

６．委員名簿を公表するとした際の公表方法について

委員名簿の公表方法は、組合ホームページ（関係市町のホームページからも閲覧可能）に掲載することと合わせ、関係市町に広報紙への掲載を依頼する。

７．委員意見等の提出方法について

会議時間を有効に活用するため、事前に送付する会議資料に対する意見、提案及び質問等は、会議前に事務局まで「書面により提出」することを原則とする。

なお、事務局まで提出のあった書面は、会議前に全委員に送付する。

議事（２）

印西地区環境整備事業組合

印西地区ごみ処理基本計画検討委員会

運営細則（案）

第１項　目的

この運営細則は、検討委員会の運営に関し、附属機関条例及び同施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第２項　用語の定義

この運営細則における用語の定義は、次に掲げる事項のとおりとする。

（１）附属機関条例　印西地区環境整備事業組合附属機関条例
（２）検討委員会　　印西地区環境整備事業組合印西地区ごみ処理基本計画検討委員会
（３）会議　　　　　検討委員会の会議
（４）委員長　　　　検討委員会の委員長
（５）委員　　　　　検討委員会の委員

第３項　会議等開催予定回数

附属機関条例第２条別表及び印西地区環境整備事業組合印西地区ごみ処理基本計画検討委員会組織細則第５項で規定する任期中における会議等の開催予定回数は、次に掲げる事項のとおりとする。

（１）会議　　　　　　７回
（２）先進地の視察　　１回

第４項　会議開催日程等

会議の開催日程等は、次に掲げる事項のとおりとする。

（１）会議は、必要に応じて開催する。
（２）会議の開催日は、日曜日（昼間）を予定する。
（３）会議の時間は、２時間程度を予定する。
（４）会議の開催場所は、印西地区環境整備事業組合の会議室を予定する。

第５項　会議の公開

会議は、原則公開とする。

ただし、委員長が必要と認める場合は、会議を公開しないものとする。

第６項　会議録の公開

会議の全文を記載した会議録は、検討委員会において確認した後、これを公開する。

第７項　氏名の公表

会議で決するところにより、会議録等に委員の氏名を記載し、公表する場合があるものとする。

第８項　守秘義務

委員は、調査審議の過程で知り得た事実及び情報等のうち、個人、法人その他の団体の権利及び利益を害する恐れのある事項の一切を他人に漏らしてはならないものとする。

第９項　専門部会

検討委員会に専門の事項を調査審議させるため、専門部会を設置することができる。

なお､当該専門部会の目的及び組織等は検討委員会で定めることとし､専門部会委員は､委員長が選任する。

第１０項　傍聴

会議の傍聴に関し必要な事項は､印西地区環境整備事業組合印西地区ごみ処理基本計画検討委員会会議傍聴遵守事項として別に定めるものとする。

第１１項　委任

この運営細則に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この運営細則は、令和４年５月２９日から適用する。

議事（３）

印西地区環境整備事業組合

印西地区ごみ処理基本計画検討委員会

会議傍聴遵守事項（案）

第１項　目的

この遵守事項は、会議の傍聴に関し、運営細則第１０項の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

第２項　用語の定義

この遵守事項における用語の定義は、次に掲げる事項のとおりとする。

（１）運営細則　印西地区環境整備事業組合印西地区ごみ処理基本計画検討委員会運営細則

（２）検討委員会　印西地区環境整備事業組合印西地区ごみ処理基本計画検討委員会

（３）会議　検討委員会の会議

（４）委員長　検討委員会の委員長

（５）係員　印西地区環境整備事業組合の職員

第３項　会議の非公開

運営細則第５項の規定に基づき、委員長が必要と認める場合は、会議を公開しないものとする。

第４項　傍聴人名簿及び傍聴券の交付

会議を傍聴しようとする人は、受付で傍聴人名簿に住所、氏名及び年齢を記載し、傍聴券の交付を受けて、指定の席に着かなければならないものとする。

第５項　傍聴人の受付

傍聴人の受付は、会議の開会時刻の３０分前から先着順に行うものとする。

第６項　傍聴人の交代

傍聴人の交代は、認めないものとする。

第７項　傍聴券の返還

傍聴券の交付を受けた人が傍聴を終え退場しようとするときは、これを係員に返還しなければならないものとする。

第８項　傍聴人の制限

傍聴人の数は、傍聴席の都合により制限することができるものとする。

第９項　議場への入場禁止

傍聴人は、議場に入ることができないものとする。

第１０項　傍聴席に入ることのできない人

次に掲げる事項のいずれかに該当する人は、傍聴席に入ることができないものとする。

（１）他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している人

（２）酒気を帯びていると認められる人

（３）その他議場の秩序を乱すおそれのある人

第１１項　傍聴人の守るべき事項

傍聴人は傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次に掲げる事項を守らなければならないものとする。

（１）議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

（２）談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

（３）はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。

（４）帽子、外とう、又はえり巻の類を着用しないこと。
ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得た場合は、この限りではない。

（５）飲食、私語又は喫煙をしないこと。

（６）みだりに席を離れないこと。

（７）写真、ビデオ等を撮影し又は録音等をしないこと。
ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りではない。

（８）その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

第１２項　注意又は退場

傍聴人がこの遵守事項に違反し、委員長が口頭により注意又は退場命令した場合、当該違反者は、これに従わなければならないものとする。

第１３項　委任

この遵守事項に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この遵守事項は、令和４年５月２９日から適用する。

議事(5)
ごみ処理基本計画スケジュール(案)

事業内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ごみ処理基本計画諮問及び委員委嘱		5/29 ○										
現状把握 ○印西地区ごみ処理状況 ○市町施策評価 ○一元化状況把握	資料作成 →	→	6/19 ○ 6/29 ☆									
次期計画施策検討 ○各市町の施策検討 ○組合独自施策検討 ○一元化検討	資料作成・有識者打合 →	→	→	7/10 ○								
目標の設定 ○目標年度及び目標値設定			→	→	8/21 ○							
中間報告 (施策内容・目標値) 正副管理者・組合議会			説明資料作成 →	→	◎							
計画書(案)のまとめ			→	→	→	9/11 ○						
PBコメント及び全体説明会 ○PB(案)正副管理者決裁 ○組合議会PB(案)送付				PB・全体説明会資料作成 →	→	◎ →	→ △					
計画最終(案)のまとめ ○答申内容のまとめ ○答申内容公表								11/20 ○	12/11 ○			

凡例 コンサル・組合・市町作業 (⇨)　委員会開催:○　正副管理者関係・議会関係:◎　PB等の期間:→　全体説明会:△

視察:☆

○印西地区環境整備事業組合附属機関条例

平成25年２月７日条例第１号

改正

平成27年２月５日条例第１号

印西地区環境整備事業組合附属機関条例

（趣旨）

第１条　この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　管理者に、別表に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期は、同表に掲げるとおりとする。

（委員長及び副委員長）

第３条　委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

２　委員長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員）

第４条　委員は、管理者が委嘱する。

２　委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員が、委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員を辞したものとみなす。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（印西地区環境整備事業組合特別職の職員の給料、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

２　印西地区環境整備事業組合特別職の職員の給料、報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和55年条例第１号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（平成27年２月５日条例第１号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（印西地区環境整備事業組合特別職の職員の給料、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

２　印西地区環境整備事業組合特別職の職員の給料、報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和55年条例第１号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

別表（第２条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
管理者	印西地区環境整備事業組合印西地区ごみ処理基本計画検討委員会	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第６条の規定に基づき策定する一般廃棄物処理計画（し尿を除く。）について管理者の諮問に応じて、又は自ら調査審議し、意見を述べること。	委員長 副委員長 委員	（１）　学識経験を有する者 （２）　公募による関係市町の住民 （３）　管理者が必要と認める者	17人以内	担任する事務が終了するまで

備考　１　関係市町の住民とは、関係市町内に住所を有し、又は関係市町内に勤務先の有る者若しくは通学先の有る者をいう。

２　関係市町とは、印西市、白井市及び栄町をいう。

○印西地区環境整備事業組合附属機関条例施行規則

平成25年２月７日規則第１号

改正

平成27年２月５日規則第１号

印西地区環境整備事業組合附属機関条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、印西地区環境整備事業組合附属機関条例（平成25年条例第１号）第５条の規定により、管理者の附属機関の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議及び議事）

第２条　附属機関の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（参考意見等の聴取）

第３条　附属機関は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第４条　附属機関の庶務を処理する機関は、別表のとおりとする。

（委任）

第５条　この規則に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、当該附属機関の委員長が定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成27年２月５日規則第１号）

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第４条関係）

附属機関	庶務担当機関
印西地区環境整備事業組合印西地区ごみ処理基本計画検討委員会	印西クリーンセンター
印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会	印西クリーンセンター
印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会	印西クリーンセンター

○印西地区環境整備事業組合特別職の職員の給料、報酬及び費用弁償等に関する条例

昭和55年３月12日条例第１号

改正

平成29年２月９日条例第３号

印西地区環境整備事業組合特別職の職員の給料、報酬及び費用弁償等に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第４項、第203条の２第４項及び第204条第３項の規定に基づき、印西地区環境整備事業組合の管理者、副管理者、議員、監査委員及び附属機関の委員（以下「特別職」という。）の給料、議員報酬、報酬及び費用弁償等の額並びにその支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

（給料、議員報酬及び報酬の額）

第２条　給料、議員報酬及び報酬の額は、別表第１のとおりとする。

（費用弁償等の額）

第３条　特別職の職員が、職務のため旅行したときに支給する費用弁償としての旅費の額は、別表第２のとおりとする。

（支給方法）

第４条　給料、議員報酬及び報酬の年額支給は、当該年度分を一括して３月に支給することを例とする。

２　給料、議員報酬及び報酬は、特別職の職員が年度の中途にその職につき又は離れたときは、月割計算によりその月分までを支給する。ただし、どのような場合であっても、重複して給料、議員報酬及び報酬を支給しない。

３　特別職の職員の旅費の支給方法は、一般職の職員に支給する旅費の例による。

（委任）

第５条　この条例の実施に関し、必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則

１　この条例は、昭和55年４月１日から施行する。

附　則（平成29年２月９日条例第３号）

（施行期日）

１　この条例は、平成29年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の印西地区環境整備事業組合特別職の職員の給料、報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以降に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

別表第１（第２条関係）

職名	議員報酬及び報酬
印西地区ごみ処理基本計画検討委員会学識経験委員	日額　25,000円
印西地区ごみ処理基本計画検討委員会委員	日額　7,500円

印西地区環境整備事業組合

印西地区ごみ処理基本計画検討委員会

組織細則

第１項　目的

この組織細則は、検討委員会の組織に関し、附属機関条例及び同施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第２項　用語の定義

この組織細則における用語の定義は、次に掲げる事項のとおりとする。

（１）附属機関条例　印西地区環境整備事業組合附属機関条例

（２）検討委員会　　印西地区環境整備事業組合印西地区ごみ処理基本計画検討委員会

（３）関係市町　　　印西市、白井市及び栄町

第３項　担任する事務の主要項目

附属機関条例第２条別表で規定する「担任する事務」の他、環境省が策定する「ごみ処理基本計画策定指針」で示されている次に掲げる事項のとおりとする。

（１）ごみの発生量及び処理量の見込み

（２）ごみの排出の抑制のための方策に関する事項

（３）分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

（４）ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

（５）ごみの処理施設の整備に関する事項

（６）その他ごみの処理に関し必要な事項

第４項　委員構成の詳細

附属機関条例第２条別表で規定する「委員の構成」の詳細は、次表のとおりとする。

なお、次表中「公募による関係市町の住民」に関する定数は、関係市町毎における応募者の多少に関わらず、これを変更しないものとする。

委員構成	委員構成の詳細		定数
学識経験を有する者	検討委員会の担任する事務に関係する学識経験を有する者		２人以内
公募による関係市町の住民	応募者から提出のあった小論文等により選考した住民	印西市	２人以内
		白井市	２人以内
		栄　町	２人以内
管理者が必要と認める者	関係市町の長が適任者として推薦する廃棄物減量等推進審議会などの廃棄物行政関連機関の委員	印西市	１人
		白井市	１人
		栄　町	１人
	関係市町の教育長が適任者として推薦する学校教育関係者	印西市	１人
		白井市	１人
		栄　町	１人
	関係市町の長が適任者として推薦するごみ減量化などに取組んでいるごみ排出事業者の職員	印西市	１人
		白井市	１人
		栄　町	１人
合計			１７人以内

第５項　任期

附属機関条例第２条別表で規定する任期は、令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの１ヵ年を予定する。

第６項　委任

この組織細則に定めるもののほか、検討委員会の組織に関し必要な事項は、管理者が定める。

附　則

この組織細則は、令和４年１月１２日から適用する。

印西地区ごみ処理基本計画
概要資料

ごみ処理基本計画の概要について
－現行計画の基本事項－

本計画の位置づけ

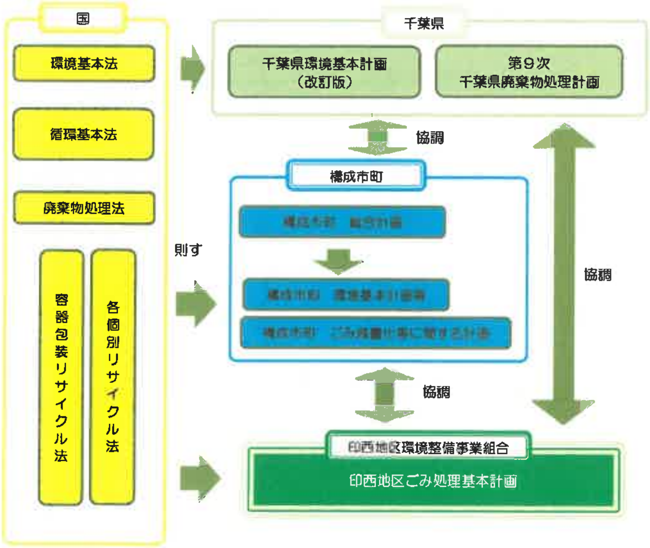

本計画の計画期間

年度	H31 2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
計画期間							中間目標年度								計画目標年度
	実施 計画	実施 計画	実施 計画	実施 計画	実施 計画	実施 計画	実施 計画	実施 計画	実施 計画	実施 計画	実施 計画	実施 計画	実施 計画	実施 計画	実施 計画

- 関連法令や県廃棄物処理計画・構成市町の環境基本計画等と協調を図る
- 平成３１年度（2019）を初年度、2033年度を計画目標年度とする１５年間
- 本年度は、前計画策定から概ね５年ごとの見直し

ごみ処理基本計画の概要について
－現行計画の課題－

	現状	課題
1．ごみ排出量	人口増加によるごみ排出量の増加 事業系ごみの増加傾向	減量化の継続 施策の遂行・効果的な減量化
2．資源化	平成２６年度をピークに減少傾向 収集資源物・集団回収資源物の減少幅が大	地域や家庭での分別を推進、事業者への分別啓発
3．収集・運搬	収集・運搬業務の効率化	収集運搬の一元化の検討 ごみ処理の有料化の検討
4．中間処理施設	施設の老朽化	次期中間処理施設の稼働に向けた計画的な操業
5．最終処分場	埋立率20.6％ （平成２９年度実績）	最終処分場の適正な運営

ごみ処理基本計画の概要について
－ごみ排出量及び処理・処分量の目標－

１.総ごみ排出量
計画目標年度に46,780ｔ以下

２.家庭系ごみ排出原単位
（収集・集団回収資源物除く）
計画目標年度に、１人１日当たり406g以下

３.収集・集団回収資源物排出原単位
計画目標年度に、１人１日当たり112g以上

４.事業系ごみ排出量
計画目標年度に、11,606ｔ以下

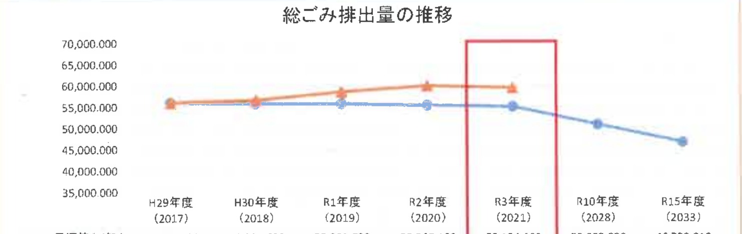

	H29年度（2017）	H30年度（2018）	R1年度（2019）	R2年度（2020）	R3年度（2021）	R10年度（2028）	R15年度（2033）
目標値（t/年）	56,171.580	55,981.690	55,932.790	55,567.180	55,154.600	50,959.800	46,780.010
実績値（t/年）	56,171.580	56,769.333	58,633.038	60,096.926	59,587.780		
対比率（t/年）	100.00%	101.41%	104.83%	108.15%	108.04%		

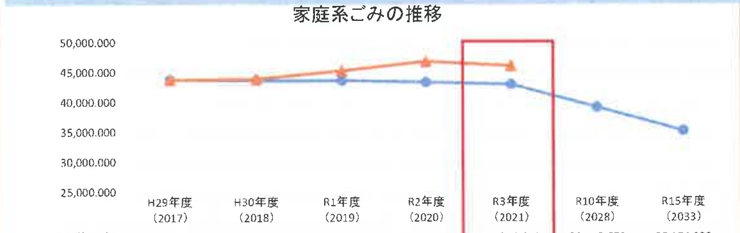

	H29年度（2017）	H30年度（2018）	R1年度（2019）	R2年度（2020）	R3年度（2021）	R10年度（2028）	R15年度（2033）
目標値（t/年）	43,802.950	43,660.730	43,625.870	43,341.560	42,976.650	39,115.670	35,174.380
実績値（t/年）	43,802.950	43,934.313	45,288.938	46,833.966	46,096.590		
対比率（t/年）	100.00%	100.63%	103.81%	108.06%	107.26%		

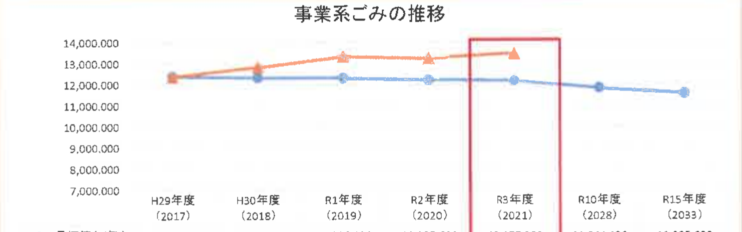

	H29年度（2017）	H30年度（2018）	R1年度（2019）	R2年度（2020）	R3年度（2021）	R10年度（2028）	R15年度（2033）
目標値（t/年）	12,368.630	12,320.950	12,306.920	12,225.620	12,177.950	11,844.130	11,605.630
実績値（t/年）	12,368.630	12,835.020	13,344.100	13,262.960	13,491.190		
対比率（t/年）	100.00%	104.17%	108.43%	108.48%	110.78%		

ごみ処理基本計画の概要について
－現行計画の重点項目・施策の取組－

○家庭系ごみの減量化・資源化						○事業系ごみの減量化・資源化		
生ごみの減量化	紙ごみの資源化	プラスチック製容器包装類の減量化	資源物の分別強化	家庭における食品ロスに関する取り組	小型家電の回収	紙ごみの資源化	飲食店、事業所等での「食べ残し０運動」等	事業系ごみ全体の減量化

（１）ごみ排出量の削減	（２）ごみの分別、リユース・リサイクルの推進	（３）ごみについて考える
• 食品ロスを減らそう • 生ごみの水切りを徹底しよう • マイバッグを使用しよう • 繰返し使えるものを使用しよう • 事業系ごみの排出を減らそう	• 適正な分別・処理を推進しよう • 資源の分別を徹底しよう • 資源回収に協力しよう • リユース、リサイクル商品を活用しよう	• ごみに関する知識を高め、実践しよう • ごみ処理の有料化について考えよう • 資源化の仕組みづくりについて考えよう

参考

処理計画策定にあたり配慮すべきテーマ・キーワード等

処理計画に関する事項

分　野	テーマ・キーワード
ごみ量	人口世帯構成、ごみ組成
資源物・集団回収	回収量の向上施策、新規回収品目の検討(プラ新法への対応)、地域集団回収の仕組み
収集運搬	高齢者への対応（ふれあい収集） 一元化、有料化
中間処理	新焼却施設を見据えた計画
最終処分	残余量はあるが、新焼却施設導入に伴う影響

関連する動向等

分　野	テーマ・キーワード
温暖化	脱炭素、カーボンニュートラルへの貢献
プラ新法	市町村の責務の履行、分別・収集方法
海洋プラ	河川上流域としての取組(プラ新法と関連)
食品ロス	啓発活動、分別、収集方法
生活様式	新型コロナウィルス感染拡大に伴う新たな生活様式への対応

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラ新法）について

排出・回収・リサイクル

【市区町村の分別収集・再商品化】

- プラスチック資源の分別収集を促進するため、**容リ法ルートを活用した再商品化**を可能にする。

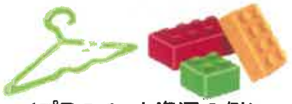

＜プラスチック資源の例＞

- 市区町村と再商品化事業者が**連携して行う再商品化計画**を作成する。
  - 主務大臣が認定した場合に、市区町村による**選別、梱包等を省略**して再商品化事業者が実施することが可能に。

【責務】
市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと(法第６条第１項)。

【対応】
・分別計画みなおし
・収集運搬方法のみなおし

（改定におけるテーマ）

【各主体の役割】

プラスチック資源循環法（令和4年4月1日施行）

消費者は、
①プラスチック使用製品の使用の合理化によりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制すること
②事業者及び市町村双方の回収ルートに適した分別排出すること
③認定プラスチック使用製品を使用すること
に努める

市町村は、
家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化その他の国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講じるよう努める

プラスチックはえらんで減らしてリサイクル

事業者は、
①プラスチック使用製品設計指針に即してプラスチック使用製品を設計すること
②プラスチック使用製品の使用の合理化のために業種や業態の実態に応じて有効な取組を選択し、当該取組を行うことによりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制すること
③自ら製造・販売したプラスチック使用製品の自主回収・再資源化を率先して行うこと
④排出事業者としてプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を実施すること
に努める

都道府県は、
市町村がその責務を十分に果たすために必要な技術的援助その他の国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講じるよう努める

国は、
プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、必要な資金の確保、情報の収集、整理及び活用並びに研究開発の推進及びその成果の普及並びに教育活動及び広報活動等を通した国民の理解醸成及び協力の要請等の措置を講ずるよう努める

プラスチック資源循環法（令和4年4月1日施行）

【策定の背景】

G20 大阪
ブルー オーシャン ビジョン

新たな海洋汚染ゼロの
世界の実現

2050年カーボン
ニュートラル

温室効果ガス排出量を全体として
ゼロにする

プラスチック
資源循環戦略

マイルストーンの達成を目指す
- 2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制
- 2035年までに使用済プラスチックを100%有効利用
- 2030年までにプラスチックの再生利用を倍増　等

➡計画策定において考慮

プラスチック資源循環法（令和4年4月1日施行）

【リサイクル実施の流れ】

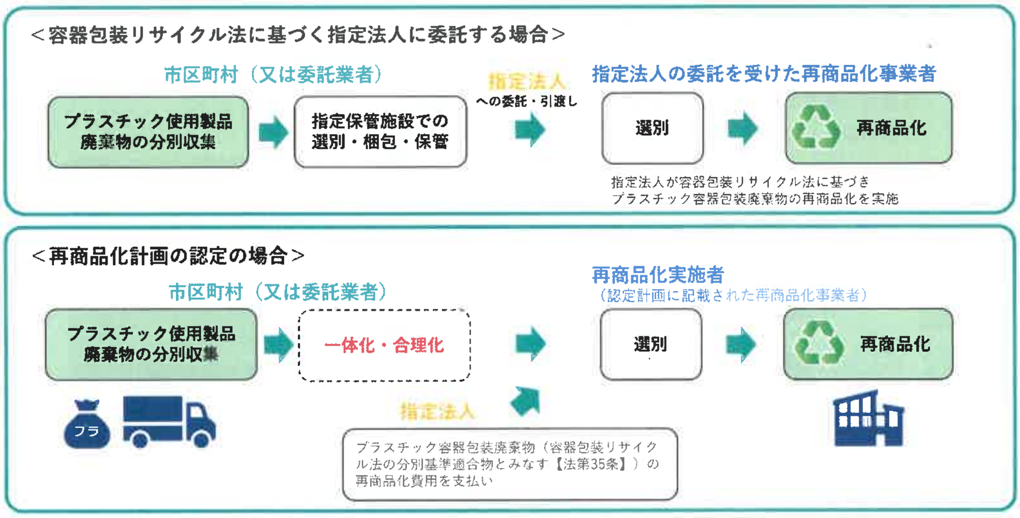

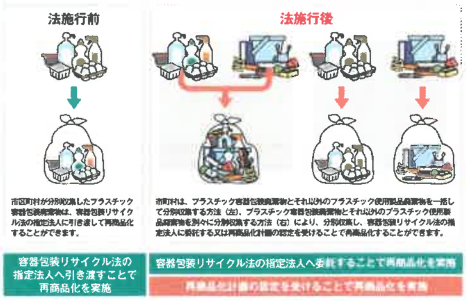

容器包装プラと一括または、分別して委託が可能

施設概要

名称	町田市バイオエネルギーセンター
所在地	東京都町田市下小山田町 3160 番地
敷地面積	約 77,000 ㎡
延べ面積	工場棟 約 17,000 ㎡　管理棟 約 6,100 ㎡
階数 / 高さ	工場棟 地下 2 階、地上 5 階建て、高さ約 28m、 煙突 高さ 100m 管理棟 地上 4 階建て 高さ約 20m
施設規模	熱回収施設（焼却施設） ストーカ式焼却炉 258t ／日 (129t ／日 ×2 炉） バイオガス化施設 乾式高温メタン発酵 50t ／日 不燃・粗大ごみ処理施設 機械選別・手選別 47t／5h
設計・施工	株式会社タクマ
設計・施工監理	株式会社日建設計
プラント技術支援	公益社団法人全国都市清掃会議
運営	町田ハイトラスト株式会社

アクセス 》 町田バスセンターから下記のバスで「市立室内プール」下車。
・市立室内プール行き（町 38 系統）
・市立室内プール経由野津田車庫行き（町 39 系統）

町田市バイオエネルギーセンター
Tel：042-722-3111（代表）
年中無休・午前 7 時～午後 7 時まで

町田市 HP　https://www.city.machida.tokyo.jp/shisei/shiyakusyo/kankyo01.html
町田市バイオエネルギーセンター HP（運営事業者 HP）　http://machidashi-bioenergycenter.com/

※" Bio-Energy" は" Biomass（バイオマス）" と" Energy（エネルギー）" からの造語です。

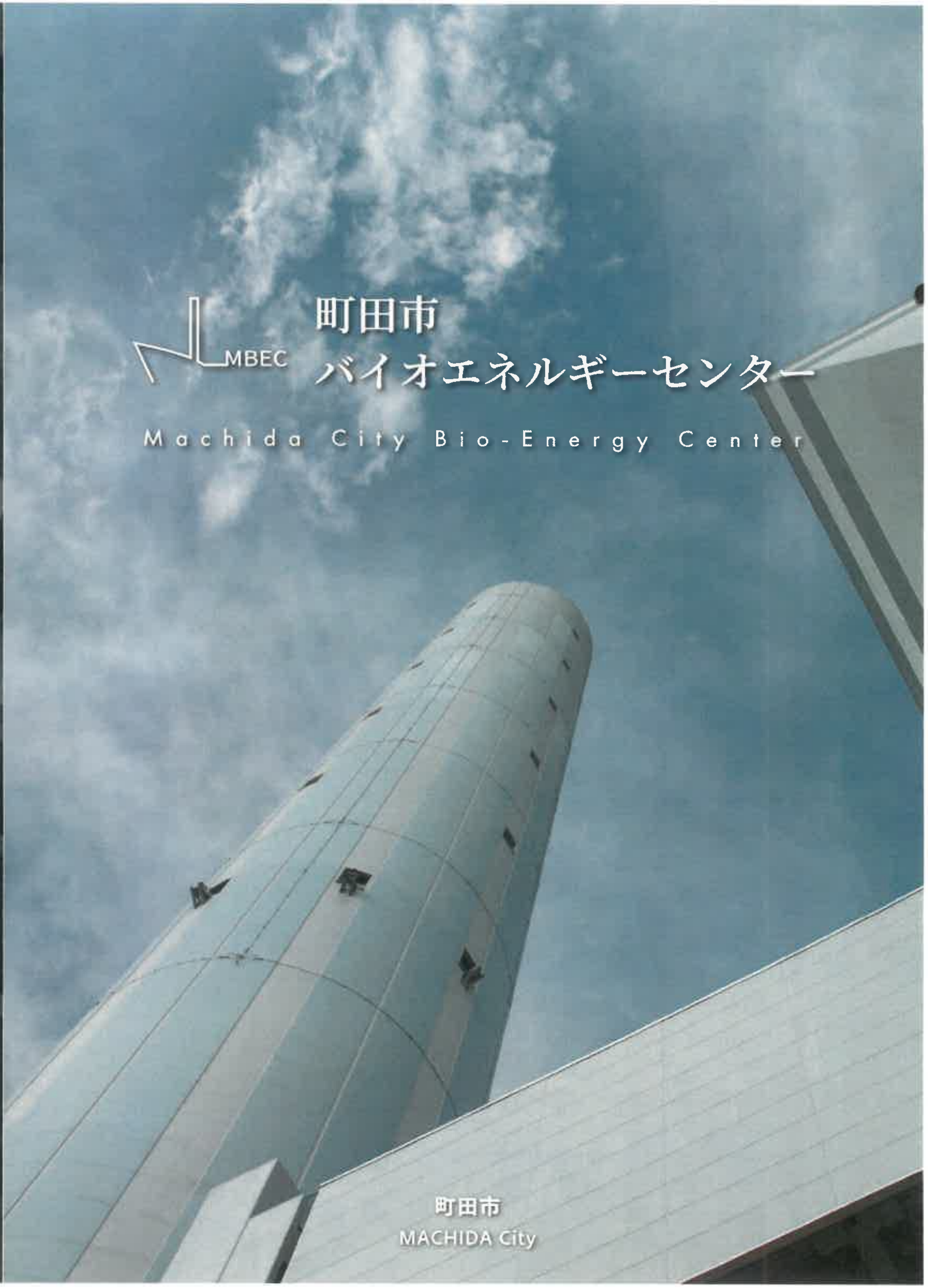

MBEC

町田市
バイオエネルギーセンター

Machida City Bio-Energy Center

町田市
MACHIDA City

首都圏初の乾式メタン発酵による
都市ごみ処理施設として、
日本へ、そして世界へ誇る
バイオエネルギーセンター

基本理念

町田市民・事業者・市は、
「ごみになるものを作らない・燃やさない・埋め立てない」を原則として、
徹底したごみ減量、資源化を進め、
持続可能で環境負荷の少ない都市を目指します。

基本方針

1 「市民、事業者との連携を強化し、協働による取組を進めます。」
2 「家庭系ごみの減量を進めます。」
3 「事業系ごみの減量を進めます。」
4 「環境に配慮した資源化施設を整備し、適正かつ安全な処理に努めます。」
5 「社会的課題への対応を強化します。」

自主規制値の設定

測定項目	自主規制値	法令基準値
はいじん	0.005 g/m^3$_N$	0.04 g/m^3$_N$
硫黄酸化物	10 ppm	580 ppm
塩化水素	10 ppm	430 ppm
窒素酸化物	30 ppm	250 ppm
水銀	0.03mg/m^3$_N$	0.03mg/m^3$_N$
ダイオキシン類	0.01 ng-TEQ/m^3$_N$	0.1 ng-TEQ/m^3$_N$

※1 上記はすべて乾きガス、酸素濃度 12% 換算値を示します。
※2 数値は1時間平均値を示します。 ※3 ダイオキシン類は定期測定値を示します。

町田市では、地域や地球環境を守るために、「ごみになるものを作らない・燃やさない・埋め立てない」を市の基本理念とし、生ごみの減量の取り組みとして、生ごみ処理機やたい肥化容器を活用した家庭での自家処理を奨めています。それでも出てしまった生ごみを資源化するために、バイオガス化施設を導入しました。

バイオガスとは

バイオガスとは、微生物が生ごみなどを発酵させることにより発生するガスのことです。ガスには「メタン」という燃えやすい気体が含まれており、発電や熱の供給などエネルギーとして利用することが出来ます。ごみを有効に利用して、温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を減らすことが期待されます。

1. 市民の生活環境に配慮した施設

ボイラドラム

最新のプラント技術により、厳しい環境基準を遵守します。また、ごみを燃やして発生する蒸気や、ごみを発酵させて得られるバイオガスを利用した高効率発電を行い、温室効果ガスの削減に貢献しています。

バイオガス発電機

蒸気タービン発電機

発電出力
蒸気タービン発電機：6,220 kW
バイオガス発電機：250kW×4基
（内1基予備）

2. 市民が安心して生活できる災害に強い施設

非常用発電機

災害に強い施設を整備し、災害時に有用な防災機能を確保しています。災害発生時においても施設を安全に停止するとともに、安全確認後に非常用発電機で施設を稼動させ、早期にごみ処理および発電を行います。

かまどベンチ

地震に強い構造を採用

3. 市民がともに学び・遊び・育むことのできる施設

見学者通路展示

市民や見学者に多様な環境学習やワークショップ等の機会を提供し、コミュニティの輪を広げます。また、管理棟や屋外には、市民が集い・憩うことのできる空間を用意し、市民の活発な交流を促進します。

管理棟2階エントランスホール

研修室・視聴覚室

ゲートパーク

4. 市民が安全に生活できる安定的な運営

中央制御室

市民が安心して暮らせるように、施設を容易にモニタリング（監視）することができ、広く情報公開します。また、市民が親しみを感じることができるような、施設運営を行います。

点検の様子

排ガスの表示

周辺環境と調和した施設

来場者を出迎える管理棟は、曲面の屋根形状やガラスカーテンウォールにより先進的かつ開放的なデザインとしています。
建物の各所に壁面緑化、屋上緑化を施し、周辺の緑との相乗効果を創出します。また、外構部にはフットパスルート（散策路）を整備しています。

人々が集い、地域に親しまれる施設

施設の正面には市民に開かれたゲートパークと3つのテラスを配置しています。グリーンウォークと交差するゲートテラスは、市民が利用する管理棟の玄関として集い・出会い・憩いの場を創出します。

屋上緑化

エコボイド

壁面緑化

スカイテラス

貸し会議室について

市民の皆様の用途や目的に応じてご利用いただける貸会議室を用意しており、活発な市民活動を支援します。

会議室1～5　多目的室（調理）1～2　和室

和室

多目的室（調理）

施設案内について

市民の皆様に町田市のごみ処理の歴史やこの施設でのごみ処理の流れなどを学んでいただける施設案内を行っています。
※施設案内には事前予約が必要です。

ごみ処理の流れ - バイオガス化施設 -

燃やせるごみの中から生ごみなどの有機性のごみを選別し、微生物の働きにより発酵処理し、バイオガスを発生させます。発生したバイオガスを利用し、発電を行っています。

※①②③は熱回収施設と兼用

1. プラットホーム
2. ごみピット
3. ごみクレーン
4. 破砕選別対象ごみホッパ
5. 破砕装置
6. 破砕選別装置
7. 生ごみピット
8. バイオガス化ごみホッパ
9. 調質装置
10. 基質熱交換器
11. 発酵槽
12. 脱水設備
13. 分離水処理設備
14. 脱硫装置
15. ガス貯留装置
16. 微量有害物除去装置
17. バイオガス発電機

→ ごみの流れ
→ バイオガスの流れ
→ 発酵残さの流れ
→ 分離水の流れ

発酵槽

破砕選別したごみを発酵槽へ投入して、微生物の働きで発酵させてバイオガスを発生させます。

破砕装置

燃やせるごみを一定の大きさに破砕し、次工程の破砕選別装置での処理効率を高めます。

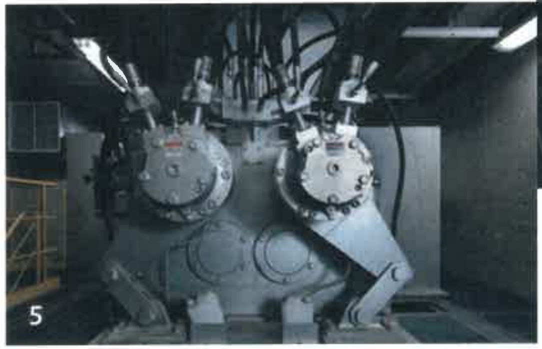

破砕選別装置

受け入れた燃やせるごみを細かくして、メタン発酵に適した生ごみなどを取り出します。

ガス貯留装置

不純物を除去したバイオガスを一時貯留し、バイオガス発電機へ供給します。

バイオガス発電機

バイオガスを燃焼させてガスエンジンを動かし、その力で発電機を回して発電します。また、発電の過程で発生した熱も有効に利用しています。

ごみ処理の流れ - 熱回収施設 -

ごみを焼却処理し、減量化・無害化します。焼却時に発生する排ガスは、万全な大気汚染防止対策をし、大気に放出します。また、焼却時に発生した熱エネルギーを利用して発電を行っています。

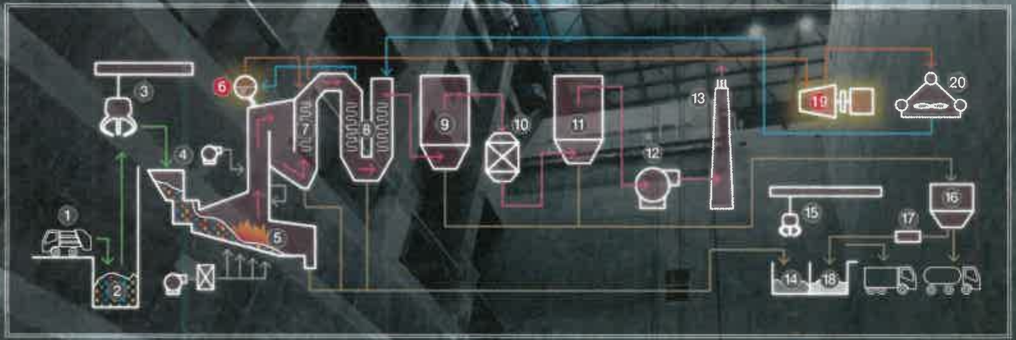

1 プラットホーム
2 ごみピット
3 ごみクレーン
4 ごみ投入ホッパ
5 焼却炉
6 ボイラドラム
7 過熱器
8 エコノマイザ
9 No.1 集じん装置
10 触媒反応塔
11 No.2 集じん装置
12 誘引送風機
13 煙突
14 灰ピット
15 灰クレーン
16 飛灰貯留槽
17 混練機
18 処理飛灰ピット
19 蒸気タービン発電機
20 蒸気復水器

→ ごみの流れ
→ 空気の流れ
→ 排ガスの流れ
→ 復水の流れ
→ 蒸気の流れ
→ 灰の流れ

ごみ処理設備

ごみピット / ごみクレーン

７日分の量のごみをためておくことができます。安定して燃焼させるために、一度に２トンつかめる大きなクレーンでごみを混ぜて均一化しています。

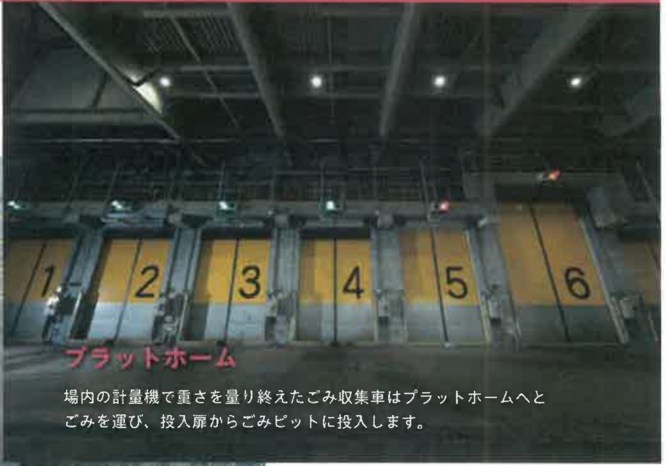

プラットホーム

場内の計量機で重さを量り終えたごみ収集車はプラットホームへとごみを運び、投入扉からごみピットに投入します。

焼却炉（ストーカ式）

耐熱・耐摩耗性に優れた階段状のストーカ（火格子）の上で、ごみを移動させながら、850℃以上の高温で燃やします。

灰ピット

焼却により発生する灰をためておく場所です。灰は、エコセメント化施設へ搬送します。

排ガス処理設備

集じん装置

ろ布というフィルターを使った集じん装置を２基設置することで、１ミクロンの小さな灰も逃さず除去します。

煙突

有害物質を取り除いた排ガスを大気に放出します。高さ 100mあります。

熱回収設備

ボイラドラム

焼却炉から出た高温の排ガスで水を温めて蒸気をつくります。生成した蒸気を過熱器で 5MPa、420℃まで高温・高圧化し、蒸気タービン発電機へ送ります。

エコノマイザ

排ガスから熱を取り出してボイラドラムへ送る水を温めることにより排ガスの温度を下げます。

◀ 蒸気タービン発電機

蒸気の力で蒸気タービンを回転させて、定格出力 6,220kW の発電機で発電しています。また、一部の蒸気は町田市立室内プール等へ送っています。

蒸気復水器 ▶

発電で使用した蒸気を冷やして、再び水にします。戻した水は、ボイラドラムに供給して再利用します。

ごみ処理の流れ

- 不燃・粗大ごみ処理施設 -

燃やせないごみと粗大ごみに含まれる資源を手選別や機械により選別し、資源化しています。

1. プラットホーム
2. 不燃ごみ受入ホッパ
3. 不燃ごみ破袋機
4. 不燃ごみ手選別コンベヤ
5. 不燃・粗大ごみクレーン
6. 受入ヤード
7. 不燃・粗大ごみピット
8. 不燃・粗大ごみ受入ホッパ
9. 高速回転破砕機
10. 磁力選別機
11. 鉄類貯留ホッパ
12. アルミ選別機
13. アルミ類貯留ホッパ
14. 残さ搬送コンベヤ

→ ごみ・資源の流れ

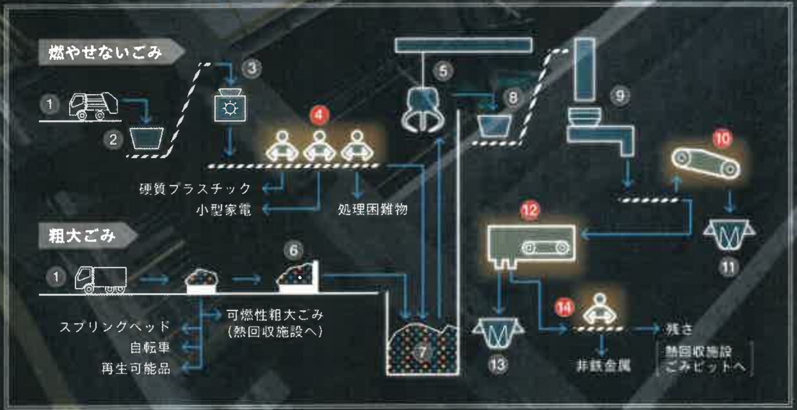

不燃・粗大ごみピット

仕分けた燃やせないごみ・粗大ごみをごみピットへ投入します。そのあと、クレーンで不燃・粗大ごみ受入ホッパへ運び、高速回転破砕機にかけます。

高速回転破砕機

ごみを一辺の長さ 15ｃｍ以下に砕きます。細かくすることにより、鉄などの資源の選別がしやすくなります。

不燃ごみ破袋機

ごみ袋を破り、次工程の手選別コンベヤへ搬送します。

不燃ごみ手選別コンベヤ

硬質プラスチックや小型家電など資源として再利用できるものを手作業で選別します。

磁力選別機

破砕した燃やせないごみと粗大ごみの中から、鉄類を磁石でくっつけて取り出します。

アルミ選別機

高速回転する強力な磁石にアルミを近づけると反発力が生じます。この力とコンベヤによる前方に進む力を利用して、アルミを取り出します。